

補助金・交付金見直しの進め方等について

1 前回の検討部会(H23年3月22日)までの内容

- ・既存の補助金の目的・内容等を整理し、一覧表を作成しました。
- ・支出相手先を以下の ① の分類に区分し、② は相手先が適正であることから今回の見直しの対象外とし、③ に該当する補助金について見直しを進めることとしました。

支出相手先が、不特定多数の市民や団体へ支出するもの
 支出相手先が、特定の団体や固定化された団体へ支出するもの

2 見直しの内容と進め方

(1)「(仮称)補助金ガイドライン」の策定

平成23年度中に、補助金の見直し基準や執行手順等をまとめた「(仮称)補助金ガイドライン」を策定します。

特定団体等への補助金の見直し

平成24年度に団体ごとに仕分けを行い、団体補助の今後のあり方を決定します。

「見直し」とされた団体補助については、事業補助への切り替え等の説明を行いつつ、一定の猶予期間を設けたうえで、平成25年度からの見直しを進めます。

公募型補助金の創設

福祉、子育て、環境、産業振興、中心市街地活性化、教育、文化、スポーツ等の支援に向けた公募型補助制度を、平成24年度から試行します。

採用団体の選考は、学識経験者、公募市民等による「(仮称)提案公募型補助金推進委員会」を設置し、透明性及び公平性の確保に努めます。

(2) 共通理解と透明性の確保

見直し方針の決定、外部委員会の設置などの重要案件については政策推進会議で決定し、庁内合意(共通理解)を図るとともに、ホームページ等で市民へ情報提供を行い、検討経過の透明性を図ります。

3 見直しのスケジュール

